

(法第 20 条の 4 関係)

高 圧 ガ ス 販 売 事 業 届 書	一般 液石 冷凍	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	
名 称 (販売所の名称を含む。)	株式会社 中村酸素		
事 務 所 (本 社) 所 在 地	広島市中区江波沖町 6 番 3 1 号		
販 売 所 所 在 地	同上		
販売をする高圧ガスの種類	別紙のとおり		

平成 2 4 年 5 月 2 8 日

代表者 氏名 広島市中区江波沖町 6 番 3 1 号
株式会社 中村酸素
代表取締役 中村 静男



広 島 市 消 防 局 長 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合
 において、署名は必ず本人が自署するものとする。

販売する高圧ガスの種類

区分・種類	販売するガス名
酸素	酸素
可燃性	アセチレン、水素、メタン、プロピレン、圧縮天然ガス
窒素ベース	窒素+メタン、窒素+エタン、窒素+アセチレン、窒素+プロパン、窒素+プロピレン 窒素+ブタン、窒素+ブチレン、窒素+ペンタン、窒素+ヘキサン、窒素+ヘキセン 窒素+メチルアルコール、窒素+アセトン、窒素+塩化ビニール、窒素+ベンゼン 窒素+水素+アルゴン+ブタン、窒素+プロパン+ブタン+ブチレン
アルゴンベース	アルゴン+メタン、アルゴン+水素
空気ベース	空気+水素
ヘリウムベース	ヘリウム+ブタン、ヘリウム+水素+窒素+プロパン+ブタン+ブチレン
毒性	塩素、亜硫酸ガス、塩化水素、一酸化窒素、二酸化窒素
窒素ベース	窒素+一酸化窒素、窒素+二酸化窒素、窒素+亜硫酸ガス、窒素+塩化水素 窒素+塩化水素、窒素+塩素、窒素+酸化窒素+炭酸ガス 窒素+亜硫酸ガス+炭酸ガス
可燃性・毒性	酸化エチレン、一酸化炭素、硫化水素、クロルメチル、シアン化水素 アンモニア、エチレン
窒素ベース	窒素+一酸化炭素、窒素+アンモニア、窒素+硫化水素、窒素+酸化エチレン 窒素+メチルメルカプタン、窒素+トリメチルアミン、窒素+硫化メチル 窒素+水素+炭酸ガス、窒素+一酸化炭素+炭酸ガス+水素 窒素+一酸化炭素+炭酸ガス+エチレン+エタン+水素+メタン 窒素+一酸化炭素+炭酸ガス+酸素+エチレン+エタン+水素+ブタン
アルゴンベース	アルゴン+一酸化炭素+水素+ブタン+メタン
ヘリウムベース	ヘリウム+一酸化炭素+炭酸ガス+プロピレン+ブタン
炭酸ガスベース	炭酸ガス+酸化エチレン、フロン+酸化エチレン
その他ガス	窒素、アルゴン、炭酸ガス、空気、亜酸化窒素、ヘリウム、ネオン フロン、六フッ化硫黄
窒素ベース	窒素+酸素、窒素+亜酸化窒素、窒素+炭酸ガス、窒素+ヘリウム 窒素+六フッ化硫黄、窒素+酸素+炭酸ガス
空気ベース	空気+亜酸化窒素、空気+メタン、空気+プロパン、空気+プロピレン 空気+ブタン
酸素ベース	酸素+炭酸ガス
アルゴンベース	アルゴン+酸素、アルゴン+炭酸ガス、アルゴン+ヘリウム
ヘリウムベース	ヘリウム+酸素
炭酸ガスベース	炭酸ガス+アラキシン酸+ファルネソール
液化石油ガス	液化石油ガス(プロパン、ブタン、プロピレンを主体とするガス)
特殊高圧ガス	モノシラン、アルシン、ホスフィン、ジボラン、ジシラン、セレン化水素
窒素ベース	窒素+モノシラン、窒素+アルシン、窒素+ホスフィン、窒素+ジボラン 窒素+ジシラン、窒素+セレン化水素
アルゴンベース	アルゴン+モノシラン、アルゴン+アルシン、アルゴン+ホスフィン、 アルゴン+ジボラン、アルゴン+ジシラン、アルゴン+セレン化水素
ヘリウムベース	ヘリウム+モノシラン、ヘリウム+アルシン、ヘリウム+ホスフィン、 ヘリウム+ジボラン、ヘリウム+ジシラン、ヘリウム+セレン化水素
水素ベース	水素+モノシラン、水素+アルシン、水素+ホスフィン、水素+ジボラン 水素+ジシラン、水素+セレン化水素

危険第 号

24.5.28

広島市消防局

高圧ガス販売計画書

※該当するものに○をし、該当がない箇所は抹消してください

1 販売の目的

販売区域	広島県・島根県
主な販売先	(工業)用 ・ (家庭)用 ・ 営業用(転売用) ・ その他

2 販売の方法

販売の形態	小売 ・ 卸売 ・ 卸小売						
	容器販売 ・ 取次販売 ・ 冷凍設備(冷凍能力20t(フロン・アモニア50t)以上) 冷凍設備の冷媒ガスの充てんあるいは補充の販売 導管による販売 その他 ()						
販売する 高圧ガス の 種 類		特 殊 高圧ガス	可燃性・ 毒性ガス	可燃性 ガ ス	毒 性 ガ ス	酸 素	その他 ガ ス
	容器置場 に 貯 蔵 す る 高圧ガス	○	○	○	○	○	○
	容器置場 に 貯 蔵 し ない 高圧ガス						
高圧ガス の仕入先	(名 称)	広島日酸 株式会社					
	(所在地)	広島市中区江波沖町6番31号					
保安台帳 の 整 備	高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。 保安台帳の様式は別紙のとおりです。 【別紙添付】						
帳簿の整備	※備える帳簿に○ ①容器授受簿 ・ 高圧ガスの容器により授受した場合、充てん容器の記号番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力(液化ガスについては充てん質量)、授受先並びに授受年月日を記載します。 ・ この帳簿は記載の日から2年間保存します。 ・ この帳簿の様式は別紙のとおりです。 【別紙添付】 ②周知台帳 ・ 高圧ガス保安法第20条の5の周知を行った場合、周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所、周知をした者の氏名並びに周知の年月日を記載します。 ・ この帳簿は記載の日から2年間保存します。 ・ この帳簿の様式は別紙のとおりです。 【別紙添付】						



周 知	販売する高圧ガスのうち、周知させるべきガスは次のとおりです。 ※該当するものに○ ○ 溶接又は熱切断用の アセチレン, 天然ガス, 酸素 又は 液化石油ガス ○ 燃料用の液化石油ガス ○ 在宅酸素療法用の液化酸素 ○ スクーバダイビング等呼吸用の空気 上記高圧ガスに関しては、販売契約を締結したとき及び周知をしてから1年以上経過して当該ガスを引き渡したときごとに、周知書面を消費者に配布し、周知させます。 周知書面は別紙のとおりです。 【別紙添付】
保安教育	従業員に保安教育を実施します。
危険時の措置	高圧ガスの販売のための施設又は高圧ガス充てん容器等が危険な状態になった時は、直ちに経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じ関係機関に届け出をします。
事 故 届	次に掲げる場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は警察官に届け出をします。 ①その所有し又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。 ②その所有し又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し又は盗まれたとき。



充てん容器等の引き渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、ガスが漏えいしていないものをもっておこないます。

圧縮天然ガス・液化石油ガスの充てん容器等の引渡しは、容器再検査期限から6ヶ月以上経過していないものをもっておこないます。

燃料の用に供する消費者に圧縮天然ガス・液化石油ガス（工業用除く）を販売するために、配管の気密試験のための器具又は設備を備えます。

圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、一般則第40条4号イ～チの基準に適合していることを確認した後に販売します。

- イ) 充てん容器等（200以上（以下同じ））から2m以内の火気をさえぎる措置を講じ屋外に設置（ただし書あり）
- ロ) 充てん容器等には湿気・水滴による腐食防止措置を講じる
- ハ) 充てん容器等は常に40℃以下に保つ
- ニ) 充てん容器等には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずる
- ホ) 調整器の高圧側は容器の刻印等に表示された耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験及び圧力試験圧力の5分の3以上の圧力の気密試験に合格するもの
調整器の調整圧力は、2.3kPa以上3.3kPa以下であり、閉塞圧力は4.2kPa以下である
- ヘ) 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては容器の刻印等に表示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁の間にあっては0.8Mpa以上の圧力の耐圧試験又は経済産業大臣が認める試験に合格する管を使用する
- ト) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続する時は、ホースバンドで締め付ける
- チ) 調整器と閉止弁との間の配管は、設置の工事終了後4.2kPa以上の圧力で気密試験を行い合格するものである

販売方法 の基準

（一般則第40条）
（液石則第41条）
（冷凍則第27条）

液化石油ガスを燃料（工業用を除く）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、販売に係る消費設備について液石則第41条4号イ～トの基準に適合していることを確認した後にします。

- イ) 充てん容器等（200以上（以下同じ））から2m以内の火気をさえぎる措置を講じ屋外に設置（ただし書あり）
- ロ) 充てん容器等には湿気・水滴による腐食防止措置を講じる
- ハ) 充てん容器等は常に40℃以下に保つ
- ニ) 充てん容器等には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずる
- ホ) 充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側2.6MPa以上の圧力の耐圧試験及び1.6MPa以上の気密試験に合格する調整器をつける
- ヘ) 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては2.6Mpa以上の圧力、調整器と閉止弁の間にあっては0.8Mpa以上の圧力の耐圧試験又は経済産業大臣が認める試験に合格する管を使用する
- ト) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、ホースバンドで締め付け又は継手を用いて確実に行う

冷凍設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしないものをもっておこないます。

冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。



3 貯蔵の基準 ※販売所が直接に容器置場を持ち、容器（充てん容器、残容器）を貯蔵(配管に接続せずに置いておく等)する場合

容器を貯蔵する場合		
一般則 18条 第2号	液石則 19条 第2号	
イ	ロ	貯蔵は、通風の良い場所です。
ロ	ハ	充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。
ロ		可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して置きます。
ロ	ハ	容器置場には、計量器等作業に必要なもの以外の物を置きません。
ロ	ハ	容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性若しくは発火性の物を置きません。(不活性ガス及び空気のものを除く)
ロ	ハ	充てん容器等は、常に温度40度以下に保ちます。
ロ	ハ	充てん容器等(内容積が5%以下のものを除く。)には、転落、転倒による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしません。
ロ	ハ	容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。
ハ・ニ		シアン化水素を貯蔵するときは、充てん容器等について一日に一回以上当該ガスの漏えいのないことを確認し、容器に充てんした後六十日を越えないものをものをもって貯蔵します。
ホ	ハ	貯蔵は、船、車両に固定し、又は積載した容器により行いません。
ヘ		一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しません。
設備を貯蔵する場合		
冷凍則 第20条		冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。

以下の貯蔵所等に貯蔵する場合は該当するものに○をしてください

貯蔵所	第1種貯蔵所	(貯蔵所名称:)
	第2種貯蔵所	(貯蔵所名称: 太陽日酸(株)内)
	LP法の貯蔵施設	



4 移動の基準 ※販売所が直接に容器（充てん容器，残容器）の移動（車両又は鉄道車両に，高圧ガスを充てんした容器を積載して移動等）を行う場合

容器の移動がある場合		
一般則 50条	液石則 49条	
第1号	第1号	充てん容器を車両に積載して移動するときは，当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げます。
第2号	第2号	充てん容器等は，常に温度40度以下に保ちます。
第3号		一般複合容器等であって当該容器の刻印等により示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しません。
	第3号	突出したバルブにある充てん容器等には，固定式プロテクター又はキャップを施します。
第4号	第4号	充てん容器等（〔一般則〕内容積が5ℓ以下のものを除く。）には，転落，転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ，かつ，粗暴な扱いをしません。
第5号	第6号	充てん容器等は，消防法第二条第七項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しません。
第5号		塩素の充てん容器等とアセチレン，アンモニア又は水素の充てん容器等は同一の車両に積載して移動しません。
第6号		可燃性ガスの充てん容器等と酸素の充てん容器等のバルブが相互に向き合わないように入します。
第7号		毒性ガスの充てん容器等には，木枠又はパッキンを施します。
第8号	第5号	可燃性ガス，酸素又は液化石油ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときは，消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行します。
第9号		毒性ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときは，当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク，手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材，薬剤及び工具等を携行します。
第10号		アルシン又はセレン化水素を移動する車両には，当該ガスが漏えいしたときの除外の措置を講じます。
第11号	第7号	駐車するときは，当該充てん容器等の積卸しを行うときを除き，第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け，交通量が少ない安全な場所を選び，かつ移動監視者又は運転者は，食事その他やむを得ない場合を除き，当該車両を離れません。
第12号		一般則第49条第1項17号に規定する高圧ガスを移動するときは，一般則第49条第1項第17号から第20号の基準に適合します。 （圧縮ガス 300 m ³ 以上の可燃性ガス及び酸素 100 m ³ 以上の毒性ガス） （液化ガス 3,000 kg以上の可燃性ガス及び酸素 1,000 kg以上の毒性ガス） （特殊高圧ガス）
	第8号	質量 3,000 kg以上の液化石油ガスを移動するときは，液石則第48条第14号から第18号の基準に適合します。
第13号	第9号	可燃性ガス，毒性ガス，酸素又は液化石油ガスの高圧ガスを移動するときは，当該高圧ガスの名称，性状及び災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転手に交付し，移動中携帯させ，これを遵守させます。

24.5.28

広島市

(法第 21 条第 5 項関係)

高圧ガス販売事業廃止届書	一般 液石 冷凍	×整理番号	危収第270号 24.6.1 広島市消防局
		×受理年月日	
名称（販売所の名称を含む。）	株式会社 中村酸素		
事務所（本社）所在地	広島市中区江波南2丁目1番10号		
販売所所在地	同上		
販売事業廃止年月日	平成24年 6月 1日		
販売事業廃止の理由	移転の為		

平成24年 6月 1日

代表者 氏名 広島市中区江波南2丁目1番10号
株式会社 中村酸素
代表取締役 中村 静男

広島市消防局長 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

変 更 届 書		
名称（事業所の名称を含む。）		株式会社 中村酸素
事務所（本社）所在地		広島市中区江波沖町6番31号
事業所所在地		同上
許可（受理）年月日		平成 24年 5月 28日
許可（受理）番号		第 259号
変 更 事 項	新	中村 孔保
	旧	中村 静男
変 更 理 由		代表者変更の為
変 更 年 月 日		平成 28年 12月 8日

平成 28年 12月 22日

代表者 氏名 広島市中区江波沖町6番31号 ⑩

株式会社 中村酸素

代表取締役



広島市消防局長 様

